基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年八月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十二年八月十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年七月十六日

東京都渋谷区渋谷一丁目一三番九号

株式会社オープンハウス

代表取締役社長　荒井　正昭

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年八月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年八月十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年七月十六日

神戸市中央区港島南町五丁目五番二号

株式会社エムズサイエンス

代表取締役社長　嶋内　明彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年七月十六日

東京都荒川区東日暮里一丁目三八番一二号

飯塚鋼機株式会社

代表取締役　飯塚　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年七月十六日

大阪府大東市氷野三丁目一五二番地

大同アミスター株式会社

代表取締役社長　津田　孝良

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月十六日

茨城県神栖市東深芝二二番地一

鹿島臨海通運株式会社

代表取締役　金子　薫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月十六日

東京都渋谷区神南一丁目八番一九号

株式会社軽井沢製錬所

代表取締役　檜田　信男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である澤井朝彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年七月十六日

東京都品川区西五反田八―八―一五　カーニープレイス五反田三F

Shop International Co., ltd

日本における代表者　澤井　朝彦

限定承認公告

本籍山形県長井市九野本一四〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂　正人

右被相続人は平成二十二年三月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年六月三十日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月十六日

山形県長井市九野本一四〇九番地

相続財産管理人　坂　智美

限定承認公告

本籍埼玉県行田市谷郷一丁目一一七番地、最後の住所埼玉県行田市谷郷一丁目二番八号

被相続人　亡　山田　計司

右被相続人は平成二十二年三月二十五日死亡しその相続人は平成二十二年七月六日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月十六日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階

限定承認者山田康嗣

代理人弁護士　南雲　芳夫

限定承認公告

本籍静岡県浜松市北区細江町気賀一〇七七番地一、最後の住所静岡県浜松市北区細江町中川七二二〇番地の一一

被相続人　亡　永田三田子

右被相続人は平成二十二年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年七月七日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月十六日

静岡県浜松市北区細江町気賀一五六〇番地の五　相続財産管理人　永田　均

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月二十日をもって第二種金融商品取引業並びに投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年七月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号

株式会社ワンキャップ・ジャパン

代表取締役　松永　孝夫

優先資本金の額の減少公告

当社は平成二十二年七月十五日開催の臨時社員総会において、優先資本金二十九億四千万円を四億八千四百万円減少することを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、消却すべき優先出資の種類　全優先出資

一、消却すべき優先出資の数　九千六百八十口

一、消却の方法　強制消却

一、消却に要する金額　四億八千四百万円

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=49081385

平成二十二年七月十六日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

東京開発M特定目的会社

取締役　堀川　朋善

訂正公告

平成二十二年七月九日（号外第一四五号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、「**ぜんぎょれん食品株式会社**」とあるは「**ぜんぎょれん食品株式会社**」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月十六日

扱　店

訂正公告

平成二十二年七月九日掲載の株式会社デックに係る合併公告中、(乙) 株式会社イセワンの住所が「三重県津市睦合町二五九七番地」とあるは「三重県津市大里睦合町二五九七番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月十六日

扱　店

取消公告

平成二十二年三月三十日掲載の岡山家庭裁判所倉敷支部に係る平成二十一年（家）第一八二一号相続財産管理人の選任の正誤は取り消します。

正　誤

平成二十二年六月二十九日法務省告示第三百三十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

五ページ二段終りから二行目を削除する。

同月三十日法務省告示第三百四十一号（同）

（原稿誤り）

四ページ一段終りから一四行目から一三行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
一二二	一	一三～終りから一二	最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田西乃浦560番地	最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田西之浦560番地27

（原稿誤り）

平成二十二年二月十九日掲載の岡山家庭裁判所倉敷支部に係る平成二十一年（家）第一八二一号相続財産管理人の選任中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十六日付第一五〇号

六〇ページ●同日付政府調達第一三三号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）